

幼稚園・認定こども園・保育園の1日

幼稚園の1日の教育時間は幼稚園教育要領において、4時間を基準とすることと定められています。認定こども園は、幼児教育+保育を担う場として11時間の開所を定められています。幼稚園でも通常の保育終了後・早朝・延長・長期休暇（春、夏、秋、冬休み）の期間も預かり保育を実施しており、認定こども園との開所時間に大きな違いはありません。

幼稚園		認定こども園		保育園
 早朝預かり保育				
登園 8:00	登園する園児を先生が出迎えます。			
9:00	帽子や靴、荷物の整理整頓など身の回りのことを自分で行い、社会生活の基礎を身につけます。			
教育・保育 10:00	保育室や園庭で元気いっぱい活動開始！			
11:00	歌やお絵かき、遊具での運動、プール遊びなどいろいろな遊びを体験します。			
昼食 12:00	給食やお弁当の持参など昼食のスタイルは園によってさまざま。		保育園は給食を実施することが義務として定められています。	
教育・保育 13:00			午睡 しっかり体を休め、午後の活動に備えます。	
降園 14:00	帰りの準備をして先生やお友達とさよなら。通園バスや保護者のお迎えで降園します。			
	預かり保育	保育	保育	
18:00	 夕方預かり			

☆登園・降園時間は園により異なります

幼稚園ってこんなところ

『幼稚園は子どもが初めて出会う学校です』

幼稚園では文部科学省の教育要領に沿った教育を行います。私立幼稚園は私学としての建学の精神があり、理想とする教育・保育理念があります。それぞれの園で特色ある個性豊かな幼児教育を推進しています。子どもに合った幼稚園を自由に選択できるのが私立幼稚園です。

『私立幼稚園と公立幼稚園の違い』

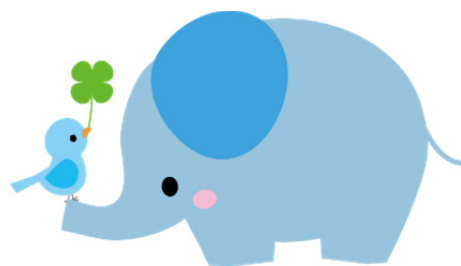
現在、宮城県の約8割の幼児は私立幼稚園に在籍しています。私立幼稚園と公立幼稚園では、運営方法が異なります。私立幼稚園の設置者は学校法人、宗教法人、個人などに対し、公立幼稚園の設置者は市町村です。また、私立幼稚園の場合3年保育がほとんどですが、公立幼稚園は2年保育が一般的です。

『私立幼稚園就園奨励費』

私立幼稚園に通わせている保護者に、所得に応じて国から就園奨励費が支給されます。市町村を通して行われますので、市町村の財政状況によって所得制限の金額、支給金額が異なります。対象は入園料と保育料のみとなっています。

認定こども園は最初から所得に応じた保育料の設定となっていますので、この制度の適用にはなりません。

補助金制度の有無、金額等は各市町村によって異なる場合がありますので、詳しくは関係窓口へお問い合わせ下さい。



認定こども園ってこんなところ

『認定こども園の概要』

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持っている施設です。

幼稚園

- ★幼児教育
- ★3歳から就学前の子ども

保育所

- ★保育
- ★0歳から就学前の保育が必要な子ども

☆就学前の子どもに幼児教育・保育を提供

保護者が働いている、いないに関わらず受け入れ、教育・保育を一体的に実施

☆地域における子育て支援

すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供などを実施

就学前の教育・保育を
一体として捉え、
一貫して提供する枠組み

以上の機能を備える施設を認定こども園として
都道府県が認定

『認定こども園の種類』

認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。なお、認定こども園の認定を受けても幼稚園や保育所等はその位置づけは失いません。

■幼保連携型

幼稚園の機能と保育所の機能の両方をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ

■幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

■保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

■地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

内閣府 HP より転載



幼稚園・認定こども園・保育所の違い

	幼稚園	認定こども園	保育所
分類	学校	教育・児童福祉施設	児童福祉施設
根拠法令	学校教育法	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律	児童福祉法
所管	文部科学省	内閣府	厚生労働省
対象	満3歳から小学校就学までの幼児	0歳から小学校就学までの乳幼児	0歳から小学校就学までの保育を必要とする乳幼児
設置者	【私立】 学校法人、社会福祉法人等 【公立】 国、地方公共団体	【私立】 学校法人、社会福祉法人等 【公立】 国、地方公共団体	【私立】 学校法人、社会福祉法人、 NPO法人、企業等 【公立】 国、地方公共団体
教育・保育の内容	幼稚園教育要領に基づく教育	幼保連携認定こども園教育・保育要領に基づく教育・保育	保育所保育指針に基づく教育
教諭の免許	幼稚園教諭免許状	0～3歳未満児 →保育士資格証明書 3～5歳児 →幼稚園教諭免許状・ 保育士資格証明書	保育士資格証明書
保育料	園が決定し、園に納付	基本負担金→市町村が決定 (所得に応じる) 特定負担金→園が決定し園 に納付(基本+特定)	市町村が決定し、市町村に 納付する(所得に応じる)
時間	原則1日4時間	1号認定:原則1日4時間 2号認定:原則1日11時間 3号認定:原則1日11時間	原則1日8時間
給食	任意	1号認定:任意 2号認定:義務 3号認定:義務	義務

『1号認定・2号認定・3号認定について』

❁ 1号認定（3歳以上）

教育のみを希望する3歳から小学校就学前までの幼児
原則、希望すれば誰でも認定を受けることが可能
利用可能施設：幼稚園、認定こども園

❁ 2号認定（3歳以上）

保育が必要な要件に該当する3歳から小学校就学前の幼児
利用可能施設：保育所、認定こども園

❁ 3号認定（3歳未満）

保育が必要な要件に該当する0歳から2歳までの乳幼児
利用可能施設：保育所、認定こども園、地域型保育

